

参議院 文教科科学委員会 會議録 第四号

平成十四年三月二十八日(木曜日) 午前十時開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

岩本 司君

畑野 君枝君

三月二十六日

辞任

小川 敏夫君

山本 香苗君

西山登紀子君

三月二十七日

辞任

魚住裕一郎君

補欠選任

小川 敏夫君

西山登紀子君

補欠選任

岩本 司君

魚住裕一郎君

畑野 君枝君

補欠選任

山本 香苗君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

橋本 聖子君

阿南 一成君

仲道 俊哉君

小林 元君

風間 昶君

林 紀子君

有馬 朗人君

有村 治子君

大仁田 厚君

後藤 博子君

中曾根弘文君

岩本 司君

神本美恵子君

奥石 東君

国務大臣

文部科学大臣

副大臣

文部科学副大臣

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 寛君

山本 香苗君

畑野 君枝君

西岡 武夫君

山本 正和君

遠山 敦子君

岸田 文雄君

巻端 俊兒君

本日の会議に付した案件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(橋本聖子君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。遠山文部科学大臣。

○国務大臣(遠山敦子君) このたび、政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立大学の統合、短期大学の廃止及び高等専門学校の新設について規定するものであります。

第一に、国立大学の統合についてであります。これは、人材・教育・文化大国と科学技術創造立国を目指す我が国にとって、国立大学を国際競争力のある大学として一層活性化させていくこと

が重要であることにかんがみ、国立大学の教育研究体制の充実強化を図るため、図書館情報大学を筑波大学に統合するとともに、山梨大学と山梨医科大学とを統合して山梨大学を新設するものであります。

これらの大学は、平成十四年十月一日に統合を行うこととしております。

第二に、短期大学の廃止についてであります。これは、医学、医療の高度化、専門化等に十分

対応し得る資質の高い医療技術者の育成が求められていることにかんがみ、秋田大学、筑波大学、信州大学及び九州大学に併設されている三年制の医療技術短期大学部を廃止して、それぞれの大学の医学部等に統合し、四年制の課程での育成を行うおとすものであります。

これらの短期大学部は、平成十五年度から学生募集を停止し、秋田大学及び筑波大学に併設されている医療技術短期大学部は平成十六年度限りで、信州大学及び九州大学に併設されている医療技術短期大学部は平成十七年度限りで廃止することを予定しております。

第三に、高等専門学校の新設についてであります。これは、産業技術の高度化等に適切に対応できる優秀な実践的技術者の養成を図るため、沖縄工業高等専門学校を新設しようとするものであります。沖縄工業高等専門学校は本年十月一日に設置し、平成十六年度から学生を受け入れることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(橋本聖子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は来る四月二日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三分散会

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、人間を大切にする教育政策を目的とした行き届いた教育の推進に関する請願(第九一二号)

一、私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負担軽減に関する請願(第九一三号)

一、私学助成の拡充等教育条件の改善に関する請願(第九二六号)

第九一二号 平成十四年三月十二日受理

人間を大切にする教育政策を目的とした行き届いた教育の推進に関する請願

請願者 東京都北区東十条二ノ一ノ一 二河岸敏之 外九百九十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第九一三号 平成十四年三月十二日受理

私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負担軽減に関する請願

請願者 東京都調布市菊野台一ノ二五ノ七 近藤武夫 外四百九十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第六〇一号と同じである。

第九三六号 平成十四年三月十三日受理

私学助成の拡充等教育条件の改善に関する請願

請願者 神奈川県相模原市若松三ノ四八ノ

二八 仲口ます枝 外九百九十九

名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)

の一部を次のように改正する。



第三条の五第二項の表秋田大学医療技術短期大学部の項、筑波大学医療技術短期大学部の項、信州大学医療技術短期大学部の項及び九州大学医療技術短期大学部の項を削る。

第七条の十三の表に次のように加える。

附則

(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第一項の表及び第七条の十三の表の改正規定並びに次項及び附則第五項の規定
平成十四年十月一日

二 第三条の五第二項の表の改正規定のうち秋田大学医療技術短期大学部の項及び筑波大学医療技術短期大学部の項を削る部分並びに附則第三項の規定
平成十七年四月一日

三 第三条の五第二項の表の改正規定(秋田大学医療技術短期大学部の項及び筑波大学医療

技術短期大学部の項を削る部分を除く。)及び附則第四項の規定
平成十八年四月一日

(図書館情報大学等の存続に関する経過措置)

2 図書館情報大学、改正前の第三条第一項に規定する山梨大学及び山梨医科大学は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成十四年九月三十日に当該大学に在学する者が当該大学に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(秋田大学医療技術短期大学部及び筑波大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)

3 秋田大学医療技術短期大学部及び筑波大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の五第二項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)

4 信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の五第二

項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(沖縄工業高等専門学校の学生の入学)

5 沖縄工業高等専門学校は、平成十六年度から学生を入学させるものとする。